



# 不用物品の売却について

老朽化により不用となった百葉箱を売却します。売却方法は入札です。購入を希望される方は、売却条件等をご確認のうえご参加ください。

■売却物品：百葉箱 1個（サイズ：H68 cm×W60 cm×D61 cm ※実測値）

■予定価格：7,000円

※物品は、落札者に**現状渡し**となります。屋外に設置しているため経年劣化による破損（屋根は補修が必要な程度の破損あり）・塗装の剥げ等があります。物品を事前に確認した上での参加をお勧めします。

■現地見学：売却物件の見学を希望される方は、事前に西城支所 地域振興室 総務係（電話 0824-82-2121）に申込の連絡をしてください。

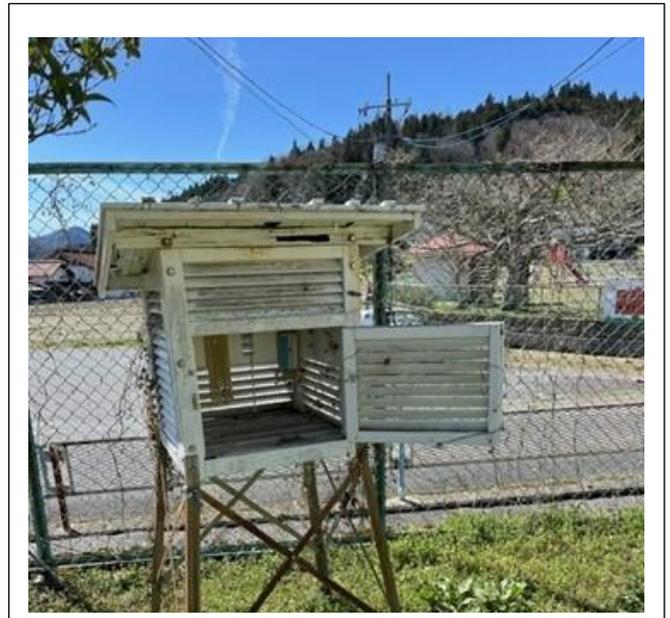
■説明会：令和6年5月24日（金）午後1時30分  
庄原市役所 西城支所

■入札：令和6年5月24日（金）午後2時  
庄原市役所 西城支所

■代金納付期限：令和6年5月31日（金）午後5時

## 売却条件

- (1) 物品の所有権は、落札者が売却代金を市へ全額納付した時に、落札者へ移転する。
- (2) 落札者は、売却決定後、物品に隠れた瑕疵を発見しても、売却代金の減免若しくは損害賠償の請求または、売却決定の取消の申出をすることはできない。
- (3) 市は、落札者が売却決定に定める義務を履行しないときは、売却決定を取消することができる。
- (4) 売却決定について、疑義が生じた事項及びこの決定に定めのない事項については市と落札者との協議の上で定めるものとし、協議が整わない時は、市の決定するところによるものとする。
- (5) 参加は、庄原市内在住の方に限る。
- (6) 運搬費用等に係る経費は、落札者の負担とする。運搬時に破損しても所有権はすでに移転しているため、売却代金の減免等の申出をすることはできない。



問い合わせ：庄原市役所 西城支所 地域振興室 総務係

電話 0824-82-2121、FAX 0824-82-2083、メール [soumu-sai@city.shobara.lg.jp](mailto:soumu-sai@city.shobara.lg.jp)